

様式1

事業報告書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 社会医療法人真美会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団(☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☒ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☐ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。
(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 大阪市旭区新森四丁目13番17号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 昭和52年1月26日(社会医療法人 平成21年1月1日)

- (4) 設立登記年月日 平成52年1月26日(社会医療法人 平成21年1月5日)

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	木野 稔	大阪旭こども病院管理者
理 事	荒木 敦	
同	村上 貴孝	
同	後藤 淑子	
同	大前 道和	
同	木野 昌也	社会医療法人仙養会 理事長
監 事	野村 秀雄	
同	田邊 伸也	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。))の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	大阪旭こども病院	大阪市旭区新森四丁目13番17号	一般病床 79 床 療養病床 0 床 [医療保険 0 床] [介護保険 0 床] 精神病床 0 床 感染症病床 0 床 結核病床 0 床
診療所	該当なし		一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人 保健施設	該当なし		入所定員 名 通所定員 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
病児・病後児保育事業 【大阪市委託事業】	大阪市旭区新森四丁目13番17号	
産後ケア事業 【大阪市委託事業】	大阪市旭区新森四丁目13番17号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
不動産業	大阪市旭区新森四丁目59番8 (地番表示)	

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年6月19日	令和4年度決算の承認 令和4年度決算届の承認
令和6年3月19日	理事及び監事の任期満了による改選 中期計画(R6' ~R10')の承認 令和6年度事業計画の承認 令和6年度収支予算の承認 令和6年度借入金の最高限度額の決定 土地の売り払い

(5) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設
キンダーホープⅡ(職員の福利厚生施設)

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
産後ケア事業(大阪市委託事業)

(7) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

(工事)

- 立体駐車場取り壊し後、コインパーキング開設

(医療機器等購入)

① LED光線治療器(アトム ビリセラピースポットタイプ)	1 台
② 検査用顕微鏡(ニコン C-iL-Plus)	1 台
③ 小型便潜血分析装置(富士フイルム和光純薬QUICK RUNⅡ)	1 台
④ 超音波画像診断装置(GE Vscan Air CL)	1 台

(その他機械備品)

① デスクトップPC(ヒューレットパッカード SFF400 G9)	30 台
② ノートパソコン(ヒューレットパッカード Elite Book860)	30 台
③ 給湯器(ノーリツCQ-5032WZほか)	15 台

様式第三号

法人名 社会医療法人 真美会
所在地 大阪市旭区新森四丁目13番17号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額	4,345,080 千円
2. 負 債 額	1,374,522 千円
3. 純 資 産 額	2,970,558 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	2,284,679
B 固 定 資 産	2,060,401
C 資 産 合 計 (A + B)	4,345,080
D 負 債 合 計	1,374,522
E 純 資 産 (C - D)	2,970,558

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。
それぞれの項目の数字を切り捨てしているので、 $A + B = C$ とならない場合がある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-1

法人名 社会医療法人 真美会

※医療法人整理番号

所在地 大阪市旭区新森四丁目13番17号

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	2,284,679	I 流 動 負 債	272,362
現 金 及 び 預 金	1,899,968	買 掛 金	22,311
事 業 未 収 金	339,248	1年内返済予定長期借入金	60,828
未 収 入 金	23,005	未 払 金	103,307
た な 卸 資 産	19,858	預 り 金	22,345
前 払 費 用	1,250	賞 与 引 当 金	63,500
短 期 貸 付 金	450	未 払 法 人 税 等	70
立 替 金	898	II 固 定 負 債	1,102,159
II 固 定 資 産	2,060,401	長 期 借 入 金	781,555
1 有 形 固 定 資 産	2,020,670	退 職 給 付 引 当 金	237,804
建 物	938,551	役員退職慰労金引当金	82,800
構 築 物	13,279		
医 療 用 器 械 備 品	45,720	負 債 合 計	1,374,522
そ の 他 の 器 械 備 品	43,384	純 資 産 の 部	
土 地	979,734	科 目	金 額
2 無 形 固 定 資 産	37,831	積 立 金	2,970,558
ソ フ ト ウ ェ ア	37,831	設 立 等 積 立 金	507,378
3 そ の 他 の 資 産	1,900	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	40,865
出 資 金	1,100	繰 越 利 益 積 立 金	2,422,314
差 入 保 証 金	800	純 資 産 合 計	2,970,558
資 産 合 計	4,345,080	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,345,080

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 「-」は該当する数字がない場合、「0」は数字があるが有効桁数に満たない場合。
4. それぞれの項目の数字の千円未満を切り捨てしているので、合計が一致しない場合がある。

様式第二号

法人名 社会医療法人 真美会
所在地 大阪市旭区新森四丁目13番17号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,286,253
2 事業費用		2,223,649
本来業務事業収益		62,603
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		43,277
2 事業費用		49,557
附帯業務事業損失		6,279
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		3,100
2 事業費用		-
収益業務事業収益		3,100
事業利益		59,425
II 事業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	110	112
III 事業外費用		
支払利息		7,303
経常利益		52,234
IV 特別利益		
その他の臨時収益		5,000
V 特別損失		
固定資産除却損		17,388
前期収益修正損		67,375
その他の臨時費用		5,000
税引前当期純損失		32,529
法人税・住民税及び事業税		70
当期純損失		32,599

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
3. 「-」は該当する数字がない場合、「0」は数字があるが有効桁数に満たない場合。
4. それぞれの項目の数字を切り捨てしているので、合計が一致しない場合がある。

法人名 社会医療法人真美会
所在地 大阪市旭区新森四丁目 1 3 番 1 7 号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容 内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	該当なし								

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	該当なし						

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 真美会

理事長 木野 稔 殿

私たちは、社会医療法人真美会の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、本部および主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月31日

社会医療法人真美会

監事 野村秀雄 

監事 田邊伸也 

独立監査人の監査報告書

2024年6月18日

社会医療法人真美会

理事会 御中

中谷洸太公認会計士事務所

大阪府大阪市北区

公認会計士 中谷 洸太



監査意見

私は、医療法第 51 条第 5 項の規定に基づき、社会医療法人真美会の令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの令和 5 年会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査

人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

別 表 1

医療法第42条の2第1項第4号(口を除く)の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 真美会

申請者名：理事長 木 野 稔

住 所：大阪府大阪市旭区新森4丁目13番17号

以下のとおり相違ありません。

開設する全ての病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
大阪旭こども病院	大阪府大阪市旭区新森4丁目13番17号	小児救急医療

(記載上の注意事項)

○「開設する全ての病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院又は診療所(指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。)を全て記載すること。

○2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する場合は、都道府県毎に順に記載すること。

○「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書(別添2-1)又は決算届(別添2-2)に記載した内容と一致していること。

添付書類(構造設備及び体制)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 真美会

申請者名: 理事長 木野 稔

住 所:大阪府大阪市旭区新森4丁目13番17号

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	大阪旭こども病院
施設の所在地	大阪府大阪市旭区新森4丁目13番17号
管轄保健所名	大阪市保健所

1 診療科目

科 目	小兒科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

2 許可病床数

[illegible]

3 構造設備

(1) 総括表 (該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。)

業務の区分	施 設	設 備 等
☐ 救急医療	☐ 集中治療室	☒ 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備
☐ 精神科救急医療	☐ 集中治療室(一部は陰圧化が可能なもの)	☒ 感染を判断するための検査機器
☐ 災害医療	☐ 母体胎児集中治療管理室	☐ 分娩監視装置
☐ 新興感染症発生・まん延時における医療	☐ 新生児集中治療管理室	☒ 新生児用呼吸循環監視装置
☐ へき地医療	☒ 診察室 ☐ 手術室 ☒ 処置室	☒ 超音波診断装置
☐ 病院	☐ 発熱患者等専用として使用可能な診察室(プレハブ・簡易テント等を含む。)	☒ 新生児用人工換気装置
☐ へき地診療所	☒ 臨床検査施設 ☒ エックス線診療室	☒ 微量輸液装置 ☒ 保育器
☐ 周産期医療	☒ 調剤所 ☐ 保護室 ☒ 面会室	☐ 簡易ベッド ☒ 携帯用医療機器
☒ 小児救急医療	☐ 診察室(発熱)	☒ 個人防護具
	☒ 専用病床(2 床)	☒ 感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等
	☒ 優先的に使用される病床	☒ 食料 ☒ 飲料水 ☒ 医薬品
	☐ 陰圧病室(確保病床 床)	☒ 自家発電装置
	※医療措置協定による確保病床(床)の半数以上が陰圧病室内にあること。	☒ トリアージタッグ
	☒ 個室病室	☐ 救急用自動車
	☒ 備蓄倉庫	☒ 広域災害・救急医療情報システム
	☐ ヘリポート(☐ 敷地内 ☐ 近接地)	☐ 新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に応じて必要となる設備
	☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	()

○「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から3年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要

・施設整備計画
.....(○年○月完成予定)

・設備整備計画
.....(○年○月整備予定)

(2)災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数
該当なし				

(3)へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
該当なし	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室	
	☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室	
	☐ 調剤所	
	☐ 病床数(床)	
	☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室	
	☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室	
	☐ 調剤所	
	☐ 病床数(床)	
	☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室	
	☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室	
	☐ 調剤所	
	☐ 病床数(床)	
	☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

4 職種別従業員数

人員	職種	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	衛生科士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員		11		3	3		9		87		3				25		30	171
実人員		11		3	3		9		87		3				25		30	171
内特殊関係者		3													2			5

直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。

5 勤務体制

区 分	体 制	昼間(15時現在)		夜間(3時現在)		休日(15時現在)	
		専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任
医師	病院内		8		1		1
	オンコール						
内 精神科医(再掲)	病院内						
	オンコール						
内 小児科医(再掲)	病院内		8		1		1
	オンコール						
内 産婦人科医(再掲)	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内		2				1
	オンコール				1		
診療放射線技師	病院内		2				1
	オンコール				1		
臨床検査技師	病院内		5				2
	オンコール				1		
看護師	病院内		7		1		4
	オンコール						
合 計	病院内		24		2		9
	オンコール				3		
内 救急医療(再掲) (精神科救急医療含む)	病院内						
	オンコール						
内 周産期医療(再掲)	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療(再掲)	病院内		2		2		9
	オンコール				3		

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1)精神科救急医療の場合のみ

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無	
・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数	人

(2)災害医療の場合のみ

・災害派遣医療チーム(DMAT)の有無	
---------------------	--

(3)新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・医療人材派遣に係る措置	
---	--

②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

・災害派遣医療チーム(DMAT)に係る協定締結の有無	
・災害派遣精神医療チーム(DPAT)に係る協定締結の有無	
・災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

添付書類 6（小児救急医療）

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 真美会

申請者名： 理 事 長 木 野 稔

住 所：大阪府大阪市旭区新森 4 丁目 13 番 17 号

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	大阪旭こども病院
病院の所在地	大阪府大阪市旭区新森 4 丁目 13 番 17 号
管轄保健所名	大阪市保健所

〔 6 歳未満の時間外等加算割合〕

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	22, 089 件	A 51, 494 件	73, 583 件
内 時間外加算の算定件数	0 件	① 0 件	0 件
内 休日加算の算定件数	5, 152 件	② 10, 712 件	15, 864 件
内 深夜加算の算定件数	1, 680 件	③ 4, 182 件	5, 862 件
内 時間外加算の特例の算定件数	3, 885 件	④ 9, 661 件	13, 546 件
上記以外の時間外等入院患者数	707 件	B 4, 812 件	5, 519 件
時間外等加算割合 { (①+②+③+④+B) / A + B }		52. 2 %	—

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した 3 会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成 1 8 年厚生労働省告示第 9 2 号）別表第一区分番号 A000 に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付書類 7

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

社会医療法人 真美会

申請者名：理事長 木野 稔

住所：大阪府大阪市旭区新森4丁目13番17号

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の3第1項第1号イ及びハ）

区 分	総 数	最も人数の多い 親 族 等 の グループの人数	親 族 等 の 割 合	最も人数の多い 他の同一団体の グループの人数	他の同一団体 の 割 合
理 事	6人	2人	25%	1人	16%
監 事	2人			0人	0%
社 員	6人	2人	33%		
評議員	— 人	— 人	— %		

2 役員等の選任方法（規則第30条の35の3第1項第1号ロ）

（財団医療法人である場合は、該当する項目欄の□にチェックすること。）

☐ すべての評議員を理事会において推薦

3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の3第1項第1号二）

（該当する項目欄の口にチェックすること。）

☒ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

区 分	支給基準の内容
理 事	① 理事長は年間3,600万円を超えない額とする。
	② 法人の常務に専従する理事は年間1,200万円を超えない額とする。
	③ その他の理事は、出務1日当たり3万円を支給する。（交通費は別途、実費を支給）
監 事	出務1日当たり3万円を支給する。（交通費は別途、実費を支給）
評議員	該当なし

4 経理内容（規則第30条の35の3第1項第1号ホ及びへ）

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は 特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益 の有無
施設の利用	院内保育所の利用（保育園運営規程に基づき利用を許可し、保育料を徴収しており特別の利益の供与ではない。）	無
金銭の貸付け	該当なし	—
資産の譲渡	該当なし	—
給与の支給	従業員に対する給与の支給（給与規程に基づき、労働の対価として支給するもので特別の利益の供与ではない。）	無
役員等の選任	社員総会で選任する。	無
その他財産の運用 及び事業の運営	該当なし	—

5 遊休財産（規則第30条の35の3第1項第1号ト及び第2項）

区 分	金 額
A 資産の総額	4,345,080,491 円
B 純資産の額	2,970,558,470 円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	68.4 %
D 控除対象財産の帳簿価額（イからハまでの合計額）	2,443,212,237 円
イ 本来業務の用に供する財産	2,443,212,237 円
ロ 附帯業務の用に供する財産	0 円
ハ 収益業務の用に供する財産	0 円
ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産	0 円
ホ 減価償却引当特定預金	0 円
ヘ 特定事業準備資金	0 円
E 遊休財産額（ $(A-D) \times C$ ）	1,300,877,885 円
F 事業費用の額	2,223,649,766 円

6 保有財産（規則第30条の35の3第1項第1号チ）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式	該当なし	—
出 資	大阪府私立病院協同組合（出資金1,100,000円）	無
社団法人の社員権	該当なし	—
組合契約	該当なし	—
信 託	該当なし	—
外国の法令に基づく財産	該当なし	—

7 法令違反（規則第30条の35の3第1項第1号リ）

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反	該当なし	—
勧告に反する 開設、増床、 種別変更	該当なし	—
帳簿書類の 隠ぺい、仮装	該当なし	—
その他公益 に反する事実	該当なし	—

添付書類 8

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

社会医療法人 真美会

申請者名： 理事長 木野 稔

住 所：大阪府大阪市旭区新森4丁目13番17号

以下のとおり相違ありません。

1 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号イ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	業務に係る費用の額（A）	全費用の額（B）	割合 A／B
大阪旭こども病院	2, 223, 649, 766円	2, 273, 207, 043円	97.8 %
合 計	① 2, 223, 649, 766円	② 2, 273, 207, 043円	97.8 %

（記載上の注意事項）

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- (3) 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 収入金額（規則第30条の35の3第1項第2号口）

病院、診療所、介護老人 保健施設及び介護医療院 等名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	診療 割合
大阪旭こども病院	社会保険診療	2,086,117,304円	57,166,110円	2,143,283,414円	91.9%
	労災保険診療				
	健康診査	727,125円		727,125円	0.0%
	予防接種	44,075,950円	2,362,470円	46,438,420円	2.0%
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他	106,832,905円	35,350,328円	142,183,233円	6.1%
	計	2,237,753,284円	94,878,908円	2,332,632,192円	100.0%
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療	2,086,117,304円	57,166,110円	2,143,283,414円 ③	91.9% ⑪
	労災保険診療	0円	0円	0円 ④	⑫
	健康診査	727,125円	0円	727,125円 ⑤	0.0% ⑬
	予防接種	44,075,950円	2,362,470円	46,438,420円 ⑥	2.0% ⑭
	助産	0円	0円	0円 ⑦	⑮
	介護事業	0円	0円	0円 ⑧	⑯
	障害福祉事業	0円	0円	0円 ⑨	⑰
	その他	106,832,905円	35,350,328円	142,183,233円 ⑩	6.1%
	計	2,237,753,284円	94,878,908円	2,332,632,192円	100.0%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 合計③～⑩の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。
- 社会保険診療収入には固定資産購入以外のコロナ補助金を含む（R3.3.31医政0331第62号）。

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☒ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

健康保険法	0円	学校保健安全法	0円
船員保険法	0円	母子保健法	727,125円
国民健康保険法	0円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	0円	高齢者の医療の確保に関する法律	0円
地方公務員等共済組合法	0円		
私立学校教職員共済法	0円		
計	0円	計	727,125円
		健康診査に係る収入合計	⑮ 727,125円

（記載上の注意事項）

- ⑤が⑮と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	43,948,438円	麻しん	39,800円
臨時接種	127,512円	風しん	
		インフルエンザ	714,000円
		おたふくかぜ	1,608,670円
計	44,075,950円	計	2,362,470円
		予防接種に係る収入合計	⑯ 46,438,420円

（記載上の注意事項）

- ⑥が⑯と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑳ 0 件	㉑ 0 円
分娩件数（⑮）×50万円		㉒ 0 円

（記載上の注意事項）

- ㉑が㉒又は㉒の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	該当なし	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業		介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計		計	円
		介護事業に係る収入合計	㉓ 円

（記載上の注意事項）

○ ㉓が㉓と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	該当なし	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費		障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計		計	
		障害福祉事業に係る収入合計	㉔ 円

（記載上の注意事項）

○ ㉔が㉔と一致すること。

9 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☒ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

10 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ニ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	医療診療により 収入する金額 (A)	患者のために直接必要な経費の額			割 合 A／B
		医師、看護師等の 給与	医療の提供に要する 費用（投薬費を含む）	合 計 (B)	
大阪旭こども病院	2,286,253,679円	1,432,336,677円	791,313,089円	2,223,649,766円	102.8%
合 計	②⑤ 2,286,253,679円	1,432,336,677円	791,313,089円	②⑥ 2,223,649,766円	102.8%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 医療診療により収入する金額合計②⑤が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- 患者のために直接必要な経費の額合計②⑥が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。